

あさぎり町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき設置された私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が、入園料及び保育料の減免をする場合にあさぎり町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び額)

第2条 設置者が、当該幼稚園に在園し、あさぎり町内に住所を有する満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園する場合）、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、あさぎり町は別表に定める範囲内において補助金を交付することができる。

(申請)

第3条 補助を受けようとする設置者は、あさぎり町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えてあさぎり町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）
- (3) 入園料及び保育料の額を明らかにする書類
- (4) 申請者名簿

2 前項第2号に規定する調書には、町民税（所得・課税）証明書を添付するものとする。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の証明書によって代えることができるものとする。

3 第1項の申請書提出後、減免措置の対象となる幼児の入園又は退園によって申請内容に変更が生じたときは、設置者は、あさぎり町私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を提出するものとし、添付書類は前項に定める様式を準用するものとする。

(補助金の決定及び変更決定)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、あさぎり町私立幼稚園就園奨励補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により設置者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第3項による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、あさぎり町私立幼稚園就園奨励補助金変更交付決定通知書（様式第6号。以下「変更決定通知書」という。）により設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までにあさぎり町私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（様式第7号）に、個人別減免調書（様式第8号）を添付し教育委員会に提出するものとする。

(減免措置証拠書類の備付)

第6条 補助金の交付を受ける設置者は、入園料及び保育料の減免したことを明らかにした証拠書類（様式第9号）を備えておかななければならない。

2 教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(返還命令等)

第7条 教育委員会は、補助金の虚偽その他不正な手段により交付を受けたことが判明したときは、補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

【兄・姉が幼稚園児の場合】

区 分		補助 対象 経費	補 助 限 度 額		
			1人就園の場合及び 同一世帯から2人以上 就園している場合 の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上 就園している場合 の次年長者 （第2子）	同一世帯から3人以上 就園している場合 の左以外の園児 （第3子以降）
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入 園 料 保 育 料 の 合 計 額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		—	年額 154,000円	年額 308,000円	

【兄・姉が小学校1～3年生の場合】

区 分		補助 対象 経費	補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生の兄・姉を1人 有しており、就園している場合 の最年長者（第2子）	小学校1～3年生の兄・姉を1人 有しており、同一世帯から2人以上 就園している場合の左以外の園児 及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上 有している園児（第3子以降）
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入 園 料 保 育 料 の 合 計 額	年額 308,000円	年額 308,000円
II	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 290,000円	年額 308,000円
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
III	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 211,000円	年額 308,000円
IV	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		年額 154,000円	年額 308,000円	

※備考

1. 世帯構成中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$
3. 入園料及び保育料の実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。